

# 今月のお知らせ

## 電話番号

総務企画課	財政係	☎82-5210
総務係	企画係	
町民生活課		
町民税務係		☎82-5110
生活安全係		☎82-5100
保健福祉課		
保健係		☎84-7005
福祉係		
成年後見制度利用促進室		☎84-7010
農林建設課		
農林係		☎82-5230
建設係		☎82-5270
交流推進課		
観光係	商工労働係	☎82-5240
移住交流係		
新エネルギー推進室		☎82-5220
ユネスコエコパーク推進係		
(ただみ・ブナと川のミュージアム内)		☎82-5963
会計室		☎82-5120
議会事務局		☎82-5300
農業委員会		☎82-5230
教育委員会		☎82-5320
学校給食センター		☎84-7180
只見保育所		☎82-2219
朝日保育所		☎84-2038
明和保育所		☎86-2249
朝日診療所		☎84-2221
(歯科)		☎84-2612
こぶし苑		☎84-2101
只見公民館		☎82-2141
朝日公民館		☎84-2111
明和公民館		☎86-2111

## お知らせ

### 6月、9月は福島県「不法投棄防止強調月間」

廃棄物処理法には、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」と定められており、これに違反して廃棄物(ごみ)を投棄することを「不法投棄」といいます。たとえ自分の土地であっても違反行為となります。また、土地の所有者は、自分の土地を清潔に保つように努めなければなりません。

不法投棄がされると、環境汚染が生じたり、新たな不法投棄を誘発させたり、わたしたちの生活環境に大きな影響を及ぼします。不法投棄の発見が遅れると環境汚染が拡大するおそれがあるほか、行為

者の特定が難しくなる場合もあります。

未遂段階や早期の段階でやめさせることが重要となりますので、発見したら、ためらわずに県や市町村、警察へ通報をお願いします。なお、行為者に接触することは大変危険ですので、無理な写真撮影や声かけはしないでください。

県民一人一人が「不法投棄はしない、させない、許さない!」という意識を持ち、生活環境を守るための監視活動の環を広げていくことが必要となりますので、御協力をお願いいたします。

#### ○罰則

不法投棄を行うと、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金(法人は3億円以下の罰金)に処せられ、又はこれが併科されます。これは、未遂行為も対象です。

#### ○連絡先

只見町町民生活課  
生活安全係  
☎0241-8215100  
南会津地方振興局  
県民環境部県民環境課  
☎0241-6212061

#### 医療・介護のお仕事体験事業

南会津保健福祉事務所では、将来を考え始める時期にある中学生を対象に、職業選択のヒントや、医療・介護のお仕事の魅力発見に繋がる体験事業を実施します。

病院や施設で働く方々が、普段どんなお仕事をしているのか、どんなやりがいがあるのか、実際の現場で聞いて、体験できるチャンスです。

医療・介護の分野に興味がある方や、将来どんなことがしたいのか分からない方、まずは医療・介護は、どんな仕事なのかを知って、皆さんの将来の選択肢を広げてみませんか。

令和5年7月27日(木)  
午後1時～5時

#### 【日時】

#### 【場所】

南会津病院、田島ホーム

#### 【対象】

中学生(現地集合・解散が可能な方)

#### 【定員】

15名

#### 【申込】

申込詳細についてはチラシをご確認ください。次に掲載のQRコードからチラシをご覧ください。

#### 【締切】

7月13日(木)まで  
※定員になり次第、締め切ります。ご了承ください。

## 税 今月の納期

6月27日までに納めましょう

- 町県民税(1期)
- 水道使用料(1期)
- 農集排使用料(6月分)

#### 【問合せ先】

南会津保健福祉事務所  
総務企画課  
☎0241-6310302



▶チラシはこちら  
▶申込フォームはこちら

#### 広報ただみ5月号 訂正とお詫び

広報ただみ5月号「ミニ雪像コンテスト入賞作品紹介」において、入賞作品「おかえり」の作者名に誤りがございました。正しくは、次の通りです。

#### 正・馬場晶子

訂正してお詫びいたします。